



## 厚労省、保育所関連状況を公表 ～待機児童数3年連続減少、特定市区町村も減少～

◆厚労省は12日、平成25年4月1日時点での保育所の定員や待機児童数の状況を取りまとめて公表しました。これによると、保育所の定員は約229万人で、昨年4月時点の調査と比べて約4.9万人増加しており、平成6年の調査以降過去最高の増加数となりました。また全国の待機児童数は昨年の調査より2,084人減の22,741人で、3年連続の減少となり、待機児童のいる市区町村も前年より17減少して340となりました。先般「待機児童を解消した」と宣言した横浜市では、受入児童数が対前年度比で3,740人増加するなど、第2位の名古屋市の倍以上と突出しています。都市部とそれ以外の地域の待機児童の状況を見ると、政令市、中核市を含む首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、近畿圏（京都、大阪、兵庫）の待機児童数は18,267人で全待機児童数（22,741人）の80.3%を占め、前年から1.0ポイント増加していることもわかります。

保育所の定員増とともに待機児童数も減少した結果でしたが、都市部では依然として多くの待機児童を抱えており、特に1・2歳児の待機児童が多い状況です。待機児童を最も多くかかえる世田谷区（884人）では、区立幼稚園9施設を2016年度から幼保連携型認定こども園に順次移行していく方針を示しており、今後他の自治体でも待機児童解消に向けた取組を加速させていくことが予想されます。

### 保育所関連状況の概要（平成25年4月1日現在）

#### （保育所の定員・利用児童数等の状況）

- 保育所数：24,038か所  
（前年比+327か所、+1.4%）
- 定員：2,288,819人  
（前年比+48,641人、+2.2%）
- 保育所を利用する児童数：2,219,581人  
（前年比+42,779人、+2.0%）
- 定員充足率（利用児童数÷定員）：97.0%  
（前年比△0.2ポイント）
- 待機児童数：22,741人  
（前年比△2,084人、うち3歳未満児18,656人）

（参考：厚労省HP／世田谷区HP）

### 全社福への調査に着手 ～社会・援護局予算要求～

◆厚労省より平成26年度概算要求が公表され、各福祉部局の来年度の方針が明らかになりました。社会福祉法人制度を所管する社会・援護局からは、社会福祉法人の見直しに着手するための「全国の社福法人の運営や税務状況に関する現状把握と分析が必要不可欠」とされ、来年度にすべての社会福祉法人の基礎資料をつくりたいとしています。

今後の社福について、社会保障制度改革国民会議が8月に提出した報告書では、法人合併などによる規模の拡大や効率化を図る必要があるとして、今回の方針はこうした議論を反映したものとなります。

厚労省によると「施設種別ごとのデータはあるが、社福全体のデータはない」とのこと、今後シンクタンクに調査を委託し、社協を含む全ての社福について、理事の人数や事業内容、財務状況などをまとめていく方針のようです。5月に発出された社福の財務諸表公開を求める通知と相まって、一層の情報公開が促進されそうです。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

### 介護保険制度、改革へ向けて始動 ～特養利用者限定、利用者負担増へ～

◆社会保障審議会介護保険部会が18日に開催され、特養の入所者について、手厚い介護を必要とする要介護度3以上の人に限定する案が厚労省から示されました。特養は自宅での生活が難しい高齢者を対象とした施設で、社会保障制度改革国民会議が8月にまとめた報告書でも、特養入所を中重度者に重点化するように求めています。入所申込者は42万人以上いますが、待機者のうち要介護4・5の人が約67,000人いる一方で、入所者の12%は軽度の要介護1または2である状況から、排せつや着替えなど、全面的な介護が必要な「要介護3～5」の高齢者に限定し、軽度者は在宅で支援する仕組みとする方針が示されたものです。

◆また25日の社保審介護保険部会では、特養などに入居する低所得の高齢者らを対象とする「補足給付」について、「所得が低くても一定以上の預貯金や不動産を持つ高齢者については対象外」とする案を示し、要件として「単身で1,000万円以上または夫婦で2,000万円以上の預貯金」等が提示されました。これは、特養や老健、介護療養型医療施設の入所者等のうち、住民税非課税世帯の人に給付されている居住費や食費などが、所得が低くても多額の貯蓄や資産がある人まで給付対象になってしまう問題が指摘されていました。具体的な要件については、負債を抱えている場合、売却が難しい農地を保有している場合も考慮して検討されるもようです。

◆さらに同日の議論では、一定以上の所得がある高齢者の自己負担割合を1割から2割に引き上げる案も示されました。「一定以上の所得」の基準としては、夫婦の年金で年収359万円以上または369万円以上とする2案ですが、引き続き同部会で検討される予定です。また同時に、65歳以上の低所得高齢者の保険料負担軽減も提案されました。また保険料の段階設定について、現在の6段階から9段階に見直すことも示されました。

介護給付費は2025年度には約20兆円に膨らむ見通しで、介護保険法施行以来最大の改革の必要性に迫られている状況と言えます。法施行15年を期に大きな制度改革が訪れそうな状況です。（参考：厚労省HP／日経新聞ほか）